

新潟市被災者転居費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）による被災者の円滑かつ早期の住まい再建に資するため、発災時点で居住する住宅が被災したことにより転居を余儀なくされた者に対し、転居に要した費用の一部を補助する新潟市被災者転居費支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転居 能登半島地震の発災時点（以下「発災時点」という。）で居住する住宅から応急的な住まい等へ居住者の所有物を移した場合をいう。
- (2) 引越業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく貨物自動車運送事業を行う引越業者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、発災時点で居住する住宅から転居する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 発災時点において、本市に居住していること。
- (2) 発災時点で居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けていること。もしくは、これらと同等の被害を受けていると市長が認めること。
- (3) 引越業者に依頼し、転居に伴う費用が発生していること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、引越業者に支払った転居に係る経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（この額が15万円を超えるときは15万円）とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の世帯につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請、実績報告)

第6条 申請者は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 罹災証明書
- (2) 補助対象経費を確認できる書類（引越業者の名称が確認できるものに限る）
- (3) 住民票（申請者と罹災証明書の世帯主が異なる場合に限る）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定および確定)

第7条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容の審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知および確定通知書（別記様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知および確定通知書により通知した場合に、補助金を交付するものとする。

3 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

4 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定および確定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定および確定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金返還命令書（別記様式第5号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第10条 申請者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月21日から施行し、令和6年1月1日以後の転居に関して適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第8条から第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。